

平成 21 年

第 1 回市議会定例会 議案第 33 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 2 月 27 日提出

函館市長 西 尾 正 範

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年函館市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の 5 第 1 項中「21 万 6, 000 円」を「30 万 6, 000 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

初任給調整手当の支給限度額を改定するため